**平成２２年（フ）第１４５９３号**
東京都清瀬市松山３丁目16―13
債務者　関口スミ子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４６０８号**
東京都足立区皿沼３丁目20―17―202
債務者　早坂　博信
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４６１０号**
埼玉県和光市新倉１―18―６―102、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区緑が丘１丁目７－８
債務者　藤城さよこ
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４６９６号**
東京都世田谷区弦巻２丁目26―３―101
債務者　井草　成允
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４６９７号**
東京都杉並区永福４丁目19―12
債務者　吉兼　晋治
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４６９８号**
東京都世田谷区玉堤１丁目23―14―306
債務者　森　　英子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４７５７号**
東京都葛飾区青戸３丁目８－７―201
債務者　緑川恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４７６３号**
東京都新宿区富久町34―21―101
債務者　金子　　修
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４７６４号**
東京都多摩市一ノ宮２丁目16―19―108
債務者　菅原シゲ子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４０号**
熊本県菊池市原4490番地
債務者　山中　宝生
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２２年（フ）第４１号**
熊本県菊池市隈府502番地　藤本アパート101号
債務者　長嶺　武士
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２２年（フ）第１０８０号**
東京都府中市小柳町４丁目33番地の１　Ａ201
債務者　宇都宮恭洋
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１１２２号**
東京都小平市仲町323番地
債務者　黒柳　基秀
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第２２１号**
静岡県富士宮市北山1453番地の１
債務者　遠藤あゆみ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第１００４号**
東京都八王子市別所２丁目22番地１―403
債務者　宮本　貴代
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１０１３号**
東京都東大和市向原４―36―６、住民票上の住所東京都東大和市向原５丁目1070番地の４
債務者　灰野ツル子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部